

労務 ROAD

健康診断を実施しましょう

労働安全衛生法により、事業者は労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならないと定められています。

また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。
 事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断	常時雇用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断	常時雇用する労働者 (事項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断	高熱(低温)物体・有害物質の取扱、坑内、深夜等の業務に常時従事する労働者(※)	左記業務への配置替えの際、 6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、 帰国後国内業務に就かせる際
	給食従事者の検便	事業に附属する食堂・炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、 配置換えの際

令和4年4月1日から、令和2年改正個人情報保護法が施行されます

主なポイント

- 個人の権利利益を害するおそれ大きい、漏えい等の事態が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、提供先の第三者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等が求められます。
- どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、原則として、安全管理のために講じた措置の公表等が義務化されます。外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。
- 6か月以内に消去するデータについて、開示請求の対象となります。また、個人データを提供・受領した際の記録も開示請求の対象となります。開示方法については、本人が指示できるようになります。このほか、本人による保有個人データの利用停止・消去等の個人の請求権が拡充されました。
- 違法な行為を営むことが疑われる事業者、違法又は不当な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、個人情報を提供すること等、不適正な方法により個人情報を利用することが禁じられることが明確化されます。
- 個人関連情報の第三者提供の制限等として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられます。
 個人関連情報には、端末識別子を通じて収集されたサイト閲覧履歴や、商品購買履歴、位置情報等が該当します(なお、これらの例でも、個人情報に該当する(特定の個人を識別できる)ものは、個人関連情報にはあたりません。)

【個人情報保護委員会より】

VOL.796
(2204-3)



〒541-0054
 大阪市中央区南本町
 2-6-12
 サンマリオンタワー16F
 TEL:06-6224-0264
 FAX:06-6224-0265
 H P: <https://k-s-j.net/>
 編集: 木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
 06-6224-0480 まで!

先日、初めて酵素風呂に行きました。
 米ぬかやヒノキなどの有機物を発酵させ、その発酵熱で身体を温める砂風呂のようなものなのですが、15分程埋まっているうちに芯から体が温まり、リラックスしている内に寝てしまいました。
 サウナ程熱くないので長く楽しむことができ、疲労回復やデトックス効果もあるので入浴後は体も心もスッキリでした。
 新たな“癒し”を見つけた大満足な1日でした。
 (李)

4月 労務スケジュール

- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど